

小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村への移住の促進及び村における雇用の場の創出を図るため、移住者の起業に要する費用に対し、予算の範囲内で支援金を交付することに関し、小川村補助金交付規則（昭和52年小川村規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 県外から転入し、又は転入する予定のある個人をいう。ただし、この要綱第6条の規定による交付申請の日前に本村に居住したことがある者にあつては、起業のために村内に移住する日前までに3年以上の期間にわたって県外に居住している場合に限る。
- (2) 起業 移住者であつて、村内において新たに個人で開業し、又は法人を設立し、事業を開始する場合をいう。ただし、個人で開業する場合にあつては、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書を提出する場合に限る。

(交付対象者)

第3条 この要綱による支援金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、おおむね3年以上定住する意思を持つ移住者で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 村内に移住をして起業をする者
 - イ 村内に移住をした後3年以内の者で、これから起業をする者
 - ウ 村内に移住をした後3年以内の者で、交付申請の時点で起業をした後6月以内の者
- (2) 支援金の申請日において50歳未満であること。
- (3) 交付申請のあった年度の3月31日までに、事業が完了すること。
- (4) 公の秩序又は風俗を害するおそれがある等の村が支援を行うことが適当でないと認められる起業をする者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合の構成員でないこと。
- (6) 村税等を滞納していないこと。
- (7) この要綱による支援金の交付を受けたことがない者

(対象経費)

第4条 この要綱による支援金の対象経費及び内容は、次の表のとおりとする。

対象経費	内容
施設整備費	新築又は改修、備品購入、賃貸借費用（家賃を除く）
研修費	研修費用
広告宣伝費	ホームページ作成、広告宣伝費用
各種届出費	起業上必要な許可届出費用
その他村長が必要と認める費用	その他村長が必要と認める費用

(支援金の額)

第5条 この要綱による支援金の額は、予算の範囲内において前条に定める経費の総額の10分の10以内とし、その上限額を100万円とする。

(交付申請)

第6条 この要綱により申請者は、事業の着手前に、小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金（以下「支援金」という。）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 設計図書（業務内容内訳書）
 - (2) 見積書
 - (3) 支援金事業計画書（様式第2号）
 - (4) 現況写真
 - (5) 誓約書（様式第3号）
 - (6) 貸借契約書（写し）
 - (7) 所有者の承諾書（借受人が事業を実施する場合）（様式第4号）
 - (8) その他村長が必要と認める書類
- (支援事業の選考)

第7条 村長は、前条の規定による申請があった場合は、所管課の事前審査を経て、支援金事業選定委員会（以下「委員会」という。）が、支援金交付の適否及び支援金額について、村長に提言する。

(交付決定)

第8条 村長は、委員会の提言を尊重し、支援金交付の可否を決定し、その旨を支援金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第9条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者（以下「起業者」という。）が、決定後にその内容を変更し、又は交付決定を取下げようとするときは、支援金変更承認申請書（様式第6号）により、村長の承認を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の承認をする場合には、その申請内容を委員会に諮るものとする。
- 3 村長は、第1項による変更を承認したときは、支援金変更承認決定通知書（様式第7号）により、起業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 起業者は、事業が完了したときは、速やかに支援金実績報告書（様式第8号）を村長に提出しなければならない。

(支援金の額の確定)

第11条 村長は、前条の規定による実績報告があったときは、支援金の額を確定し、支援金確定通知書（様式第9号）により、起業者に通知するものとする。

(支援金の請求等)

第12条 前条の規定による通知を受けた起業者は、村長が指定する期日までに支援金請求書（様式第10号）により、支援金の請求をしなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による請求があったときは、起業者に支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 村長は、起業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により、支援金の交付決定を受け、又は支援金の交付を受けたとき。

(3) その他村長が特に必要があると認めるとき。

(支援金の返還)

第14条 村長は、前条の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてこれを返還させることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金申請書

年 月 日

小川村長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、審査にあたり必要な情報を得るために、市町村民税等の納付状況を確認されることを承諾します。

記

1 建物の所在	小川村大字
2 総事業費	円
3 交付申請額	円
4 事業着手予定年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 設計図書（業務内容内訳書） <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 小川村コミュニティ・スモール・ビジネス 起業支援金事業計画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 貸借契約書（写） <input type="checkbox"/> 所有者の承諾書 （様式第4号、借受人が事業を実施する場合） <input type="checkbox"/> その他 （ ）

様式第2号 (第6条関係)

小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金事業計画書

年 月 日

小川村長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

1 事業の概要	
2 事業所名	
3 代表者名	
4 業種	
5 事業の目的及び内容	
6 開業予定日	
7 起業の動機	
8 営業予定日及び時間	

様式第3号（第6条関係）

誓約書

年 月 日

小川村長 様

住 所

氏 名

印

小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金事業を実施するにあたり、支援金の交付を受けてから3年以上村内に定住することを誓約します。

なお、違反があった場合は、小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金交付要綱第13条の規定により交付金を返還します。

様式第4号 (第6条関係)

小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金事業

実施に係る承諾書

年 月 日

小川村長 様

所有者 住 所

氏 名

Ⓔ

電話番号

借人_____が実施する小川村コミュニティ・スモール・ビジネス
起業支援金事業について、承諾します。

様式第5号（第8条関係）

小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金交付決定通知書

指令 第 号
 年 月 日

申請者住所

〃 氏名

年 月 日付けて申請のあった小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金の交付については、次の条件を附して、 年度において金 円を交付する。

年 月 日

小川村長

Ⓜ

- 1、交付の対象となる事業は、当該申請書及び事業計画書記載のとおりとする。
- 2、事業の変更、中止または廃止しようとするときは、小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金交付要綱第9条の規定により承認を受けなければならない。
- 3、小川村補助金交付規則及び小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金交付要綱に違反した場合は、支援金の返還を命ずる。
- 4、支援金の使途について、監査することがある。

様式第6号 (第9条関係)

小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金変更承認申請書

年 月 日

小川村長 様

起業者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金について、変更（取下げ）したいから、小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 建物の所在	小川村大字
2 変更（取下げ）理由	
3 総事業費	変更前 円 変更後 円
4 交付申請額	変更前 円 変更後 円
5 事業着手予定年月日 事業完了予定年月日	年 月 日 年 月 日
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 変更後設計図書（業務内容内訳書） <input type="checkbox"/> 変更後見積書 <input type="checkbox"/> 変更後小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金事業計画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第7号（第9条関係）

小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金変更承認決定通知書

指令 第 号
年 月 日

起業者住所

〃 氏名

年 月 日付けて変更承認申請のあった小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金の交付については、次のとおり変更する。

変更後支援金額 金 円

年 月 日

小川村長

Ⓜ

様式第8号 (第10条関係)

小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金実績報告書

年 月 日

小川村長 様

起業者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

年 月 日付け 指令第 号で交付(変更)の決定に基づき、下記のとおり事業を実施したので、小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金交付要綱第10条の規定に基づき、実績報告します。

記

1 建物の所在	小川村大字
2 総事業費	円
3 交付申請額	円
4 事業完了年月日	年 月 日
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書又は請求書の写し <input type="checkbox"/> 完成写真 <input type="checkbox"/> 所得税法第229条の届出書の写し (個人事業の開業届出書) <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第9号（第11条関係）

小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金確定通知書

第 号
年 月 日

起業者住所

〃 氏名

年 月 日付けて報告のあった、
ティ・スモール・ビジネス起業支援金
で通知します。

年度 小川村コミュニ
円について確定したの

年 月 日

小川村長

Ⓜ

様式第10号 (第11条関係)

小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金請求書

年 月 日

小川村長 様

起業者住所

〃 氏名

⑩

電話番号

年 月 日付け 第 号で額の確定のありました小川村コミュニティ・スモール・ビジネス起業支援金について、下記のとおり支払いを請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名

本・支店名

預金種目

口座番号

(フリガナ)

名義人